

五稜郭築造150年祭キャラクター「かく・ルン」利用規約

第1条 目的

本規定は地域の発展および函館野外劇の知名度向上を意図して、広くかつ効率的に利用してもらうことを目的に定める。

第2条 経緯

本キャラクター「かく・ルン」は平成27年6月に解散した五稜郭築造150年祭実行委員会より特定非営利活動法人市民創作「函館野外劇の会」（以下当会という）に地域振興に資することを目的に譲渡されたものである。

第3条 肖像権の扱い

本キャラクターの権利は当会が保有し、イラスト、写真などの使用許諾は当会の承認を必要とする。

第4条 貸出利用許諾

原則として市、町これに準ずる機関が公的目的で使用する場合は無償とし、一般企業、団体が営利目的で使用する場合は一定の費用負担を申し受けるものとする。

第4条 利用者の遵守事項

- (1) 内部操作者の「体調・健康」を考慮し、1回の稼働は、おおむね30～40分程度とし、次の稼働まで、15分以上の休憩を入れること。
なお、服装は軽装（Tシャツ、短パンなど）が望ましく、汗拭き用タオルと水分補給のため「水」を持って入ること。
- (2) モーター稼働用の「蓄電池」2個は使用前後に充分充電し、返却時は必ずフル充電すること。
- (3) 極端な汚れや破れが生じた場合は、借主が責任を持って修理、洗濯した後返却すること。
- (4) 使用後は備え付けの「消臭剤」を必ずスプレーし、十分な乾燥をほどこすこと。
- (5) 野外においては強風雨天時は使用を中止すること。
- (6) 装着は1名の補助者を付けること。

第5条 その他

取り決めにない事項が生じた場合は善良な使用者の管理義務に基づいて適切に処理すること。

この規約は平成27年6月10日をもって定める。

以上